

青森県報

号外第二十七号

令和七年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

訓 令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……

訓

令

青森県訓令甲第七号

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「課長及び」を「課長、」に、「課長を」を「課長、行幸啓室長及び統合新病院開設準備室長を」に改め、同条第八号中「課長代理及び」を「課長代理、」に、「課長代理を」を「課長代理、行幸啓室長代理及び統合新病院開設準備室長代理を」に改め、同条第十二号を削り、同条第十三号中「副学院長、教頭」を「教頭、副学院長」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号を第十三号とし、

第十五号を第十四号とする。

第三条第七号中「、部長」を「及び部長」に改め、「及び地域県民局の局長(以下

「地域県民局長」という。)」及び「及び地域県民局長」を削る。

第四条第三項中「(危機管理局にあつては、理事、参事又は次長)」を削り、同条第六項中「課に」を「課(室を含む。)」に改める。

第五条第一項中「及び地域県民局の部長」を削り、同条第七項中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第九条第三項第三号中「当該事務を担当する理事、参事又は」を削る。

第十条第七項を削る。

第十一条第四項中「課の」を「課(室を含む。)」の」に改める。

第十二条第五項中「地域県民局に」を「地域連携事務所に」に、「地域県民局長」を「所長」に、「当該事務を担当する地域県民局の部長」を「あらかじめ交通・地域社会部長の承認を得て所長が指定する職員」に改め、同条第六項中「ものの事務の代決については、次に定めるところによる」を「支所長、青森県三八農林水産事務所、青森県西北農林水産事務所及び青森県上北農林水産事務所の農村整備事務担当の次長並びに青森県西北農林水産事務所の鰯ヶ沢町駐在の次長並びに青森県中南農林水産事務所の黒石市駐在、青森県三八農林水産事務所の三戸町駐在、青森県西北農林水産事務所のつがる市駐在及び青森県上北農林水産事務所の三沢市駐在の職員並びに青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所の青森市駐在の職員で、あらかじめ農林水産部長の承認を得て農林水産事務所長が指定するもの(以下「指定駐在職員」という。))が不在のときは、あらかじめ主管部長の承認を得て出先機関の長が指定する職員(農林水産事務所の家畜保健衛生所(青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所を除く。))にあつては家畜保健衛生所副所長、水産事務所にあつては水産事務所副所長)がその事務を代決する」に改め、同項各号を削り、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 第一項から第三項までの規定にかかわらず、青森県青森環境管理事務所にあつては、所長が不在のときはあらかじめ環境エネルギー部長の承認を得て所長が指定する職員がその事務を代決する。

7 第一項から第三項までの規定にかかわらず、青森県西北農林水産事務所にあつては、所長が不在のときは当該事務を担当する次長が、所長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときはあらかじめ農林水産部長の承認を得て所長が指定する次長が、所長及びこれらの次長の全てがともに不在のときはあらかじめ農林水産部長

の承認を得て所長が指定する職員がその事務を代決する。

8 第一項から第三項までの規定にかかわらず、県土整備事務所にあつては、所長が不在のときは県土整備事務所の事務的事項に係る事務を担当する次長（以下「事務的事項担当の次長」という。）が、所長及び事務的事項担当の次長がともに不在のときは他の次長が、所長及び次長の全てがともに不在のときはあらかじめ県土整備部長の承認を得て所長が指定する職員がその事務を代決する。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の副知事専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、同欄第四号中「課長及び地域県民局長」を「及び課長」に、「及び労使間交渉」を「労使間交渉及び献血」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第五号中「課長及び地域県民局長」を「及び課長」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第六号を第五号とし、第七号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項の部長専決事項の欄第三号中「（地域県民局長を除く。）及び地域県民局長の部長」を削り、同欄第五号中「及び労使間交渉」を「労使間交渉及び献血」に改め、同欄第六号中「（地域県民局長を除く。）」を削り、「及び労使間交渉」を「労使間交渉及び献血」に改め、同欄第三十七号中「第四条」を「第五条」に改め、同項の課長専決事項の欄第五号中「及び労使間交渉」を「労使間交渉及び献血」に改め、同欄第三十七号中「第四条」を「第五条」に改め、同項の部長専決事項の欄イ中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改め、同項の第二号の部長専決事項の欄ロ中「地域県民局長」を「県税事務所」に改め、同項の第三号を削り、同項の第四号の部長専決事項の欄イ中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加え、同号を同項の第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同表こどもみらい課の項の第九号中「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）」を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同欄ロ中「第八条第二項」を「第七条第二項」に改め、同欄ハ中「第八条第六項」を「第七条第六項」に改め、同項の第十三号の部長専決事項の欄イ中「第十八条第一項から第三項まで及び附則第二条第四項において準用する第十八条第三項」を「第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の二」に改め、同表県民活躍推進課の項の第三号の副知事専決事項の欄イ中「第六十条第九項」を「第百三十三条第十項」に改め、「役員」の下に「又は評議員」を加え、同表環境政策課の項を次のように改める。

環 境 政 策 課

一 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第五十七条第一項の規定による指定検査機関の指定に関すること。	イ 第十二条の四第二項の規定による浄化槽処理促進区域の指定の協議に関すること。
----------------------------------	---

二 青森県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十一年三月青森県条例第四号）の施行に関する次のこと。

イ 第十五条第一項の規定による登録の取消し及び事業の停止の命令に関すること。
--

三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第十四条第一項の規定によるばい煙発生施設の使用の一時停止の命令に関すること。
ロ 第十七条の十一の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止の命令に関すること。
ハ 第十八条の四の規定による基準適

合命令等に関する
こと。

二 第十八条の十一
の規定による特定
粉じん発生施設の
使用の一時停止の
命令に関するこ
と。

ホ 第二十一条の規
定による措置の要
請等に関するこ
と。

ヘ 第二十三条第一
項の規定による緊
急時の周知及び協
力の要請に関する
こと。

ト 第二十三条第二
項の規定による緊
急時の措置の要請
に関すること。

チ 第二十七条第三
項の規定によるば
い煙発生施設等に
係る計画の変更等
に関する措置の要
請に関すること。

リ 第二十八条第二
項の規定によるば
い煙発生施設等の
状況等に係る協力
の要請等に関する

こと。

四 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第
五十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第十八条第一項
の規定による技術
基準適合命令に関
すること。

五 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の施行に関する
次のこと。

イ 第十三条第一項
の規定による特定
施設の使用等の一
時停止の命令に関
すること。

ロ 第十三条の二第
一項の規定による
特定施設の使用等
の一時停止の命令
に関すること。

ハ 第十三条の三第
一項の規定による
有害物質使用特定
施設等の使用の一
時停止の命令に関
すること。

ニ 第十四条の八第
一項の規定による
生活排水対策重点
地域の指定に関す
ること。

六 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行に関する次のこと。

ホ 第十六条第一項の規定による測定計画の作成に関すること。

ヘ 第二十三条第三項の規定による特定施設等に係る計画の変更等に関する措置の要請に関すること。

ト 第二十四条第二項の規定による協力の要請等に関すること。

イ 第三条第一項の規定による指定調査機関の指定に関すること。

ロ 第六条第一項の規定による要措置区域の指定及び同条第四項の規定による当該指定の解除に関すること。

ハ 第十一条第一項の規定による形質変更時要届出区域の指定及び同条第二項の規定による

イ 第三条第一項ただし書の規定による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認及び同条第六項の規定による当該確認の取消しに関すること。

当該指定の解除に関すること。

ニ 第十六条第一項の規定による土壤の汚染状態に係る認定に関すること。

ホ 第二十二条第一項の規定による汚染土壤処理業の許可（同条第四項の規定による許可の更新を含む。）に関すること。

ヘ 第二十三条第一項の規定による汚染土壤処理業の変更の許可に関すること。

ト 第二十五条の規定による汚染土壤処理業者の許可の取消し及び事業の停止の命令に関すること。

チ 第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項及び第二十七条の四第一項の規定による地位の承継の承認に関すること。

八 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の施行に関する次のこと。	七 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の施行に関する次のこと。 リ 第三十二条第一項の規定による指定調査機関の指定の更新に関すること。 ヌ 第四十二条の規定による指定調査機関の指定の取消しに関すること。 ル 第五十六条第二項の規定による協力の要請（第四条第一項の規定による届出の受理に係るものを除く。）及び意見に関すること。 イ 第三条第二項の規定による地域の指定（変更及び廃止を含む。）のための意見の聴取に関すること。 ロ 第二十二条の規定による協力の要請等に関すること。
十 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の施行に関する次のこと。 イ 第二十二條第一	九 青森県公害防止条例（昭和四十七年三月青森県条例第二号）の施行に関する次のこと。 イ 第三条第二項の規定による地域の指定（変更及び廃止を含む。）のための意見の聴取に関すること。 ロ 第二十条の規定による協力の要請等に関すること。 イ 第二十六條の規定によるばい煙関係施設の使用の一時停止の命令に関すること。 ロ 第三十一条の規定による基準適合命令等に関すること。 ハ 第四十一条の規定による汚水関係施設の使用等の一時停止の命令に関すること。

別表第一 環境政策課の項の次に次のように加える。	十一 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の施行に関する次のこと。	ハ 第三十六条第二項の規定による特定施設に係る措置の要請に関すること。	イ 第十三条の規定による資料の提供の要求に関すること。
・ 脱炭素政策課	一 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）の施行に関する次のこと。	ロ 第三十五条第三項の規定による特定施設に係る計画の変更等に関する措置の要請に関すること。	イ 第二十条の六第一項の規定による体験の機会の場の認定の取消しに関すること。

エ ネ ル ギ ー			
別表第一環境保全課の項中「<u>環境保全課</u>」を「<u>資源循環推進課</u>」に改め、同項中五号から第十五号までを削り、第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、同項の第一号の課長専決事項の欄ハ及びニ中「（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物に係るものに限る。）」を削り、同号を同項の第五号とし、同項に第五号から第四号までとして次の四号を加える。			
一 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関する次のこと。			
イ 第三十五条第一項の規定による登録の取消し及び業務の停止の命令に関すること。 ロ 第九十三条第二項の規定による協力の要請に関すること。			
二 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関する次のこと。			
イ 第五十一条第一項の規定による登録の取消し及び事業の停止の命令に関すること。 ロ 第五十八条第一			

項の規定による登録の取消し及び事業の停止の命令に関すること。	
ハ 第六十六条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し及び事業の停止の命令に関すること。	
三 青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例（平成十七年三月青森県条例第五号）の施行に関する次のこと。	
イ 第五条第一項の規定によるリサイクル製品の認定に関すること。	イ 第十一条第一項の規定による立入検査等に関すること。
ロ 第八条第一項の規定による製品認定の取消しに関すること。	
四 青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則（平成十七年八月青森県規則第八十八号）の施行に関する次のこと。	
イ 第三条第一項第二号ハの規定による規格の決定に関すること。	
ロ 第三条第一項第三号の規定による商品の類型又は配	

合率基準の決定に関すること。	
別表第一自然保護課の項の第五号の課長専決事項の欄イ中「地域県民局」を「農林水産事務所」に改め、同表健康医療福祉政策課の項の第二十二号の部長専決事項の欄ロを削り、同表医療業務課の項の第十八号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第十八条」を「第十二条の六第一項」に改め、「取消し」の下に「及び栽培の中止の命令」を加え、同号の課長専決事項の欄イ中「大麻取扱者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄ロ中「第十四条ただし書」を「第十一条ただし書」に改め、同表高齢福祉保険課の項の第二号の部長専決事項の欄ラからノまでを削り、同表県産品販売・輸出促進課の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。	
二 寄附の受納に関する次のこと。	
	イ 地方税法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金の受納に関すること。
別表第一農林水産政策課の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。	
一 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）の施行に関する次のこと。	
イ 第二十二条の二第四項の規定による総合防除基本指針の策定及び変更に係る意見に関すること。	ロ 第二十二条の三

第一項の規定による総合防除計画の策定に関すること。

ハ 第二十四条第二項の規定による異常発生時防除を行うべき区域等の決定に関すること。

別表第一団体経営改善課の項の第一号の課長専決事項の欄イ及びロ、同項の第二号並びに同項の第七号の部長専決事項の欄ニ中「地域県民局」を「農林水産事務所」に改め、同表構造政策課の項の第一号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ヘ 第十六条の二第六項（第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による農用地に関する事項の協議等及び変更の協議等に関すること。

別表第一構造政策課の項の第一号の課長専決事項の欄ロ中「地域県民局」を「農林水産事務所」に改め、同表農産園芸課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表畜産課の項の第十一号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 令達予算に基づき農林水産事務所の長が施行する一件の予定価格が五億円以上の工事の請負契約の締結に係る承認に関すること。

別表第一林政課の項の第十号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 令達予算に基づき農林水産事務所の長が施行する一件の予定価格が五億円以上の工事の請負契約の締結に係る承認に関すること。

別表第一農村整備課の項の第九号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 令達予算に基づき農林水産事務所の長が施行する一件の予定価格が五億円以上の工事の請負契約の締結に係る承認に関すること。

別表第一水産振興課の項の第一号の課長専決事項の欄ロ及びハ、同項の第二号の課長専決事項の欄イ並びに同項の第三号中「地域県民局」を「農林水産事務所」に改め、同項の第四号から第八号まで及び第十号中「地域県民局の地域農林水産部」を「農林水産事務所」に改め、同表漁港漁場整備課の項の第八号中「及び沿岸漁場整備開発事業」を削り、同号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 令達予算に基づき農林水産事務所の長が施行する一件の予定価格が五億円以

上の工事の請負契約の締結に係る承認に関すること。

別表第一道路課の項の第八号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 令達予算に基づき県土整備事務所の長が施行する一件の予定価格が五億円以上の工事の請負契約の締結に係る承認に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第九号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 令達予算に基づき県土整備事務所の長が施行する一件の予定価格が五億円以上の工事の請負契約の締結に係る承認に関すること。

別表第一港湾空港課の項の第七号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 令達予算に基づき県土整備事務所の長が施行する一件の予定価格が五億円以上の工事の請負契約の締結に係る承認に関すること。

別表第一都市計画課の項の第七号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 令達予算に基づき県土整備事務所の長が施行する一件の予定価格が五億円以上の工事の請負契約の締結に係る承認に関すること。

別表第一都市計画課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

ハ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定に関すること。

ロ 第二十条第一項の規定による許可の取消しに関すること。

ハ 第四十五条第一項及び第二項の規定による造成宅地防災区域の指定及び当該指定の解除

イ 第六条第一項の規定による試掘等の許可に関すること。

ロ 第十二条第一項の規定による宅地造成等工事の許可に関すること。

ハ 第十六条第一項の規定による宅地造成等工事の計画の変更の許可に関すること。

ニ 第十七条第一項

に關すること。

の規定による工事
完了の検査に關す
ること。

ホ 第二十条第三項
の規定による土地
使用の禁止及び制
限並びに措置命令
に關すること。

ヘ 第二十二條第二
項の規定による土
地所有者等に対す
る勧告に關するこ
と。

ト 第四十六條第二
項の規定による造
成地地所有者等に
對する勧告に關す
ること。

別表第一建築住宅課の項の第一号の部長専決事項の欄ハ中「第十八条第二十五項」を「第十八条第四十一項」に改め、同欄ヌ中「第五十二條第一項第七号」を「第五十二條第一項第八号」に改め、同欄レ中「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に改め、同項の第七号の部長専決事項の欄イ中「第三十九條」を「第三十四條」に改め、同欄ロを削り、同号の課長専決事項の欄イ及びロを削り、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 令達予算に基づき県土整備事務所の長が施行する一件の予定価格が五億円以上の工事の請負契約の締結に係る承認に關すること。
別表第一建築住宅課の項中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の二人事課給与事務担当グループマネージャーの項の第三号中「、出先機関」の下に「（青森県中央県税事務所、青森県東青地域連携事務所、青森県中央福祉

事務所及び青森県東青農林水産事務所（青森県東青農林水産事務所青森水産事務所を除く。）を除く。）を加え、「（東青地域県民局の職員のうち、知事が別に指定する職員を除く。）」を削り、同項の第五号ロ中「第五条」を「第六条」に改め、同項の第十号中「（附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

別表第二中

出先機関の長及び地域県民局の部長を

出 先 機 関 の 長 に改め、同表出先機関の長（地域県民局長

を除く。）及び地域県民局の部長共通（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項中「（地域県民局長を除く。）及び地域県民局の部長」を削り、同項の第二号中「含み、地域県民局の部長を除く。第六号を除き、」を「含む。」に改め、同項の第五号中「及び労使間交渉」を「、労使間交渉及び献血」に改め、同項の第六号中「（出先機関の長及び地域県民局の部長を含む。）」を削り、同項の第七号中「をもつぱら」を「が専ら」に改め、同項の第八号中「第四条」を「第五条」に改め、同表青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局の部長（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項中「（地域県民局長を除く。）及び地域県民局の部長」を削り、同表事務委任規則第二十二條第二号の規定により知事が指定した出先機関の長（当該出先機関が地域県民局である場合にあつては、地域県民局の地域連携部長）の項中「（当該出先機関が地域県民局である場合にあつては、地域県民局の地域連携部長）」を削り、同表地域県民局長の項を次のように改める。

児童相談所長 福祉業務手当（昭和三十六年一月人事委員会規則七一六〇）
女性相談支援 センター所長 第六条第一項の規定による福祉業務手当の支給額の決定に關すること。
子ども自立センターみらい
所長

福祉事務所長
あすなろ療育

福祉センター 所長 さわらび療育 福祉センター 所長	別表第二地域県民局の環境管理部長の項中「地域県民局の環境管理部長」を「環境管理事務所長」に改め、同項の次に次のように加える。
保健所長	一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する次のこと（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品に係るものを除く。）。 イ 第三十三条第一項の規定による配置販売業者又はその配置員に係る配置従事者の身分証明書の交付に関すること。 ロ 第三十六条の八第二項の規定による販売従事登録に関すること（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の施行に関する次のこと（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品及び県外に住所を有する者に係るものを除く。）。 イ 第百五十九条の八第二項の規定による販売従事登録証の交付に関すること。 ロ 第百五十九条の九第一項の規定による登録事項の変更の届出の受理に関すること。 ハ 第百五十九条の十第五項の規定による販売従事登録の消除に関すること。 ニ 第百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付に関すること。 ホ 第百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付に関すること。

へ 第百五十九条の十二第四項及び第百五十九条の十三の規定による販売従事登録証の返納に関すること。 三 毒物及び劇物取締法の施行に関する次のこと。 イ 第三条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可に関すること。 ロ 第十八条第一項の規定による特定毒物研究者からの報告の徴収に関すること。 ハ 第二十一条第一項の規定による特定毒物研究者であつた者からの特定毒物の品名等の届出の受理に関すること。 四 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の施行に関する次のこと。 イ 第三十四条の規定による特定毒物研究者の許可証の交付に関すること。 ロ 第三十五条第一項の規定による特定毒物研究者の許可証の書換え交付に関すること。 ハ 第三十六条第一項の規定による特定毒物研究者の許可証の再交付に関すること。 ニ 第三十六条第三項及び第三十六条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可証の返納に関すること。 五 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する次のこと。 イ 第三条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許に関すること。 ロ 第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の廃止等の届出の受理に関すること。 ハ 第七条第三項の規定による麻薬卸売業者等の死亡等の届出の受理に関すること。 ニ 第八条の規定による免許証の返納に関すること。 ホ 第九条第一項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理に関すること。 へ 第十条第一項の規定による免許証の再交付及び同条第二項の規定による免許証の返納に関すること。
--

六 福祉業務手当第六条第一項の規定による福祉業務手当の支給額の決定に関すること。	
別表第二地域県民局の地域健康福祉部長の項を削り、同表東青地域県民局地域健康福祉部長の項を次のように改める。	
青森県中央福祉事務所長	一 児童扶養手当法の施行に関する次のこと。 イ 第四条第一項の規定による手当の支給に関すること。 ロ 第六条第一項の規定による受給資格及び手当の額の認定に関すること。 ハ 第八条の規定による手当の額の改定に関すること。 ニ 第十二条第二項の規定による返還金の徴収に関すること。 ホ 第二十三条第一項の規定による不正利得の徴収に関すること。 ヘ 第二十八条の規定による届出等の受理に関すること。 ト 第二十九条の規定による調査に関すること。 チ 第三十条の規定による官公署に対する書類の閲覧及び資料の提供並びに銀行等に対する報告の請求に関すること。 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する次のこと。 イ 第五条の規定による受給資格及び手当の額の認定に関すること。 ロ 第十一条第一号の規定による手当の支給の停止に関すること。 ハ 第十六条において準用する児童扶養手当法第八条の規定による手当の額の改定に関すること。 ニ 第三十五条の規定による届出等の受理に関すること（特別児童扶養手当に係るものに限る。）。 ホ 第三十六条の規定による調査に関すること（特別児童扶養手当に係るものに限る。）。 ヘ 第三十七条の規定による官公署に対する書類の閲覧及び

資料の提供並びに銀行等に対する報告の請求に関すること
(特別児童扶養手当に係るものに限る。)

別表第二地域県民局の地域農林水産部長の項中「地域農林水産部長」を「農林水産事務所長」に改め、同項の第一号イ及び第二号イ中「地域県民局」を「農林水産事務所」に改め、同表地域県民局の地域整備部長の項中「地域県民局の地域整備部長」を「県土整備事務所長」に改める。

別表第二の二中

地域県民局の県税部の庶務担当の内部組織の長	地域県民局の県税部の庶務担当責任者
地域県民局の地域農林水産部の庶務担当の内部組織の長	地域県民局の地域農林水産部の庶務担当責任者
地域県民局の地域整備部の庶務担当の内部組織の長	地域県民局の地域整備部の庶務担当責任者
青森県東京事務所次長	青森県東京事務所内の庶務担当の内部組織の長
青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の内部組織の長	青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当責任者

を

青森県東京事務

青森県東京事務

所次長	所の庶務担当の 内部組織の長
県税事務所の庶 務担当の内部組 織の長	県税事務所の庶 務担当責任者
青森県中央児童 相談所次長	青森県中央児童 相談所の庶務担 当の内部組織の 長
青森県中南児童 相談所の庶務担 当の内部組織の 長	青森県中南児童 相談所の庶務担 当責任者
青森県三八児童 相談所の庶務担 当の内部組織の 長	青森県三八児童 相談所の庶務担 当責任者
青森県西北児童 相談所次長	青森県西北児童 相談所の庶務担 当責任者
青森県下北児童 相談所次長	青森県下北児童 相談所の庶務担 当責任者
青森県上北児童 相談所次長	青森県上北児童 相談所の庶務担 当責任者
青森県女性相談 支援センター次	青森県女性相談 支援センターの

長	庶務担当責任者
青森県立子ども 自立センターみ らいの庶務担当 の内部組織の長	青森県立子ども 自立センターみ らいの庶務担当 責任者
地域連携事務所 の庶務担当の内 部組織の長	地域連携事務所 の庶務担当責任 者
保健所次長	保健所の庶務担 当の内部組織の 長
福祉事務所次長	福祉事務所の庶 務担当の内部組 織の長

青森県立美術館 の庶務担当の内 部組織の長	青森県立美術館 の庶務担当責任 者
青森県営農大学 校教頭	青森県営農大学 校の庶務担当の 内部組織の長

を

青森県立美術館 の庶務担当の内 部組織の長	青森県立美術館 の庶務担当責任 者
農林水産事務所 の庶務担当の内 部組織の長	農林水産事務所 の庶務担当責任 者
青森県営農大学 校教頭	青森県営農大学 校の庶務担当の 内部組織の長
県土整備事務所 の庶務担当の内 部組織の長	県土整備事務所 の庶務担当責任 者

に、

青森県消防学校 副校長	青森県消防学校 の庶務担当の内 部組織の長	一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に関する法律の施行に 関すること（専ら動物のために使用 されることが目的とされている医薬品に 係るものを除く。）。
地域県民局の地 域健康福祉部の 保健総室長	地域県民局の地 域健康福祉部の 保健総室次長	イ 第三十三条第一項の規定による配置 販売業者又はその配置員に係る配置従 事者の身分証明書の交付に関するこ と。 ロ 第三十六条の八第二項の規定による 販売従事登録に関すること（県外に住 所を有する者に係るものを除く。）。
		二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に関する法律施行規則 （昭和三十六年厚生省令第一号）の施行 に関する次のこと（専ら動物のために使 用されることが目的とされている医薬品 及び県外に住所を有する者に係るものを 除く。）。
		イ 第百五十九条の八第二項の規定によ る販売従事登録証の交付に関するこ と。
		ロ 第百五十九条の九第一項の規定によ る登録事項の変更の届出の受理に関す ること。
		ハ 第百五十九条の十第四項の規定によ

る販売従事登録の消除に関すること。

二 第百五十九条の十一第一項の規定に
よる販売従事登録証の書換え交付に関
すること。

ホ 第百五十九条の十二第一項の規定に
よる販売従事登録証の再交付に関する
こと。

ヘ 第百五十九条の十二第四項及び第百
五十九条の十三の規定による販売従事
登録証の返納に関すること。

三 毒物及び劇物取締法の施行に関する次
のこと。

イ 第三条の二第一項の規定による特定
毒物研究者の許可に関すること。

ロ 第十八条第一項の規定による特定毒
物研究者からの報告の徴収に関するこ
と。

ハ 第二十一条第一項の規定による特定
毒物研究者であつた者からの特定毒物
の品名等の届出の受理に関すること。

四 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十
年政令第二百六十一号）の施行に関す
ること。

イ 第三十四条の規定による特定毒物研
究者の許可証の交付に関すること。

ロ 第三十五条第一項の規定による特定
毒物研究者の許可証の書換え交付に関
すること。

ハ 第三十六条第一項の規定による特定
毒物研究者の許可証の再交付に関する
こと。

ニ 第三十六条第三項及び第三十六条の

東青地域県民局 地域健康福祉部 福祉総室長	
東青地域県民局 地域健康福祉部 福祉総室次長	
一 児童扶養手当法の施行に関する次のこと。 イ 第四条第一項の規定による手当の支給に関すること。 ロ 第六条第一項の規定による受給資格及び手当の額の認定に関すること。 ハ 第八条の規定による手当の額の改定に関すること。 ニ 第十二条第二項の規定による返還金の徴収に関すること。	五 二第一項の規定による特定毒物研究者の許可証の返納に関すること。 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する次のこと。 イ 第三条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許に関すること。 ロ 第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の廃止等の届出の受理に関すること。 ハ 第七条第三項の規定による麻薬卸売業者等の死亡等の届出の受理に関すること。 ニ 第八条の規定による免許証の返納に関すること。 ホ 第九条第一項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理に関すること。 ヘ 第十条第一項の規定による免許証の再交付及び同条第二項の規定による免許証の返納に関すること。

を

青森県消防学校

青森県消防学校

副校長		の庶務担当の内 部組織の長	
に改め、同表の備考中「（地域県民局を除く。）及び地域県民局の部」を削る。 別表第三中			
「東青地域県民局地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども女性相談 総室長 中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室 長及びこども相談総室長 西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の保健 総室長及び福祉こども総室長 三八地域県民局、西北地域県民局及び上北地域県民局の地域農林水産部の農村 整備事務担当の次長 西北地域県民局地域農林水産部の鰯ヶ沢町駐在の次長 」			
「青森県三八農林水産事務所、青森県西北農林水産事務所及び青森県上北農林水 産事務所の農村整備事務担当の次長 青森県西北農林水産事務所の鰯ヶ沢町駐在の次長 改め、「総室の職員」及び「総室長」を削り、「所属職員等に係る管理職員特別 勤務手当第四条」を「所属職員等に係る管理職員特別勤務手当第五条」に改め、同表 指定駐在職員の項の第四号中「第四条」を「第五条」に改め、同表地域農林水産 農林水産部の家畜保健衛生所の家畜保健衛生所長の項中「地域県民局の地域農林水産 部」を「農林水産事務所」に改め、同表三八地域県民局、西北地域県民局及び下北地 域県民局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長の項中「三八地域県民局、西 北地域県民局及び下北地域県民局の地域農林水産部」を「青森県三八農林水産事務 所、青森県西北農林水産事務所及び青森県下北農林水産事務所」に改める。 別表第四中			
地域県民局の地 域連携部長	あらかじめ交 通・地域社会部 長の承認を得て 地域連携部長が	一 事務委任規則第二十三条第一号に掲げ る事務（一件の予定価格が五億円以上の 工事及び製造の請負並びに地域連携部指 定職員並びに地域県民局の県税部次長、	

地域県民局の県 税部長		東青地域県民局 地域健康福祉部 長	
指定する職員 （以下の表に において「地域連 携部指定職員」 という。）		当該事務を担当 する地域健康福 祉部の保健総室 長、福祉総室長 又はこども女性 相談総室長（当 該事務を担当す る地域健康福祉 部の保健総室 長、福祉総室長 及びこども女性 相談総室長が不 在のときは、当 該事務を担当す る地域健康福祉 部の保健総室、 福祉総室又はこ ども女性相談総	
地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室 長、こども女性相談総室長、こども相談 総室長及び福祉こども総室長、地域農林 水産部の庶務担当の内部組織の長並びに 事務的事項担当の地域整備部次長及び地 域整備部の庶務担当の内部組織の長（以 下この表において「地域連携部指定職員 等」という。）の専決に係るものを除 く。）		二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げ る事務（地域県民局の地域健康福祉部の 保健総室長、福祉総室長、こども女性相 談総室長、こども相談総室長及び福祉こ ども総室長並びに地域整備部の港管理所 の港管理所長の専決に係るものを除 く。）	
三 事務委任規則第二十三条第三号に掲げ る事務（地域連携部指定職員等及び地域 県民局の地域整備部の港管理所の港管理 所長の専決に係るものを除く。）		四 事務委任規則第二十三条第七号に掲げ る事務	
五 事務委任規則第二十三条第八号に掲げ る事務		六 事務委任規則第二十三条第十号に掲げ る事務	

中 南 地 域 県 民 局 及 び 三 八 地 域 県 民 局 の 地 域 健 康 福 祉 部 長	室の次長	当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長又はこども相談総室長（当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長が不在のときは、当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室、福祉総室又はこども相談総室の次長）	西 北 地 域 県 民 局 、 上 北 地 域 県 民 局 及 び 下 北 地 域 県 民 局 の 地 域 健 康 福 祉 部 長
---	------	--	---

地 域 県 民 局 （ 下 北 地 域 県 民 局 を 除 く。 ） の 地 域 農 林 水 産 部 長	健康福祉部の保健総室又は福祉こども総室の次長	当該事務を担当する地域農林水産部次長（当該事務を担当する地域農林水産部次長が不在のときは他の地域農林水産部次長（西北地域県民局にあつては、あらかじめ農林水産部長の承認を得て地域農林水産部長が指定する地域農林水産部次長）、地域農林水産部次長の全てが不在のときはあらかじめ農林水産部長の承認を得て地域農林水産部長が指定する職員）	下 北 地 域 県 民 局 地 域 農 林 水 産 部 長
---	------------------------	--	---

地域県民局の環境管理部長	地域県民局の地域整備部長	在のときは、あらかじめ農林水産部長の承認を得て地域農林水産部長が指定する職員)	事務的事項担当の地域整備部長(事務的事項担当の地域整備部次長が不在のときは他の地域整備部次長、地域整備部次長の全てが不在のときはあらかじめ県土整備部長の承認を得て地域整備部長が指定する職員)	一 事務委任規則第二十三条第一号に掲げる事務(一件の予定価格が五億円以上の工事及び製造の請負に係るものを除く。) 二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げる事務 三 事務委任規則第二十三条第三号に掲げる事務 四 事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事務
--------------	--------------	---	---	--

東青地域県民局 地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども女性相談総室長	中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康	当該事務を担当する保健総室、福祉総室又はこども女性相談総室の次長(当該事務を担当する保健総室、福祉総室及びこども女性相談総室の次長が不在のときは、あらかじめ健康医療福祉部長の承認を得て地域健康福祉部長が指定する職員)	五 事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事務 六 事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事務 七 事務委任規則第二十三条第七号に掲げる事務 八 事務委任規則第二十三条第八号に掲げる事務 九 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務 十 事務委任規則第二十三条第十号に掲げる事務	一 次に掲げる事務で令達予算の範囲で執行するもの イ 報酬、給料、職員手当、共済費、旅費、役務費及び扶助費に係る支出負担行為並びにその他の費目(交際費、食糧費、委託料、工事請負費及び公有財産購入費を除く。)に係る一件の金額が百二十万円未満の支出負担行為に関すること。 ロ 報酬、給料、職員手当、共済費、旅費、役務費、需用費(食糧費を除く。)、委託料、使用料、備品購入費及び扶助費に係る支出命令並びにその他の費目(交際費を除く。)に係る一件の金額が三百万円未満の支出命令に関すること。 二 税外諸収入金の徴収(別表第二の二の専決事項の欄及び別表第五の専決事項の欄に掲げる事務に係るものに限る。)に
--	-----------------------	--	--	--

福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長	ども相談総室の次長（当該事務を担当する保健総室、福祉総室及びこども相談総室の次長が不在のときは、あらかじめ健康医療福祉部長の承認を得て地域健康福祉部長が指定する職員）	三 収入通知（前号の税外諸収入金並びに預金利子、会計年度任用職員等の雇用保険料及び研修等に伴う給食費に係るものに限る。）に關すること。
西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長及び福祉こども総室長	当該事務を担当する保健総室又は福祉こども総室の次長（当該事務を担当する保健総室及び福祉こども総室の次長が不在のときは、あらかじめ健康医療福祉部長が指定する職員）	四 事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事務 五 事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事務 六 事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事務 七 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務
地域連携部指定職員	地域連携部長が交通・地域社会部長の承認を得て定める事務に	

	ついで、あらかじめ交通・地域社会部長の承認を得て地域連携部長が指定する職員
地域県民局の県税部主任長の内部組織の長	地域県民局の県税部の庶務担当の内部組織の長
地域県民局の地域農林水産部の庶務担当の内部組織の長	地域県民局の地域農林水産部の庶務担当責任者
地域県民局の地域整備部の庶務担当の内部組織の長	地域県民局の地域整備部の庶務担当責任者
青森県東京事務所次長	青森県東京事務所 所の庶務担当の内部組織の長
青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の内部組織の長	青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当責任者
青森県東京事務所次長	青森県東京事務所 所の庶務担当の内部組織の長

青森県立子ども	青森県立子ども	青森県女性相談 支援センター次 長	青森県女性相談 支援センターの 庶務担当責任者	青森県上北児童 相談所次長	青森県上北児童 相談所の庶務担 当責任者	青森県下北児童 相談所次長	青森県下北児童 相談所の庶務担 当責任者	青森県西北児童 相談所次長	青森県西北児童 相談所の庶務担 当責任者	青森県三八児童 相談所の庶務担 当の内部組織の 長	青森県三八児童 相談所の庶務担 当責任者	青森県中南児童 相談所の庶務担 当の内部組織の 長	青森県中南児童 相談所の庶務担 当の内部組織の 長	青森県中央児童 相談所次長	青森県中央児童 相談所の庶務担 当の内部組織の 長	県税事務所次長	県税事務所の庶 務担当の内部組 織の長
---------	---------	-------------------------	-------------------------------	------------------	----------------------------	------------------	----------------------------	------------------	----------------------------	------------------------------------	----------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------	------------------------------------	---------	---------------------------

自立センターみ らいの庶務担当 の内部組織の長	自立センターみ らいの庶務担当 責任者	地域連携事務所 の庶務担当の内 部組織の長	地域連携事務所 の庶務担当責任 者	保健所次長	保健所の庶務担 当の内部組織の 長	福祉事務所次長	福祉事務所の庶 務担当の内部組 織の長
-------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------	-------	-------------------------	---------	---------------------------

に、

青森県営農大学 校教頭	青森県営農大学 校の庶務担当の 内部組織の長
----------------	------------------------------

を

農林水産事務所 の庶務担当の内 部組織の長	農林水産事務所 の庶務担当責任 者	青森県営農大学 校教頭	青森県営農大学 校の庶務担当の 内部組織の長	県土整備事務所 の庶務担当の内 部組織の長	県土整備事務所 の庶務担当責任 者
-----------------------------	-------------------------	----------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------

に、

「地域県民局の事務的事項担当の地域整備部次長」を「県土整備事務所の事務的事項担当の次長」に、「地域県民局の他の地域整備部次長（地域整備部次長）」を「他の県土整備事務所次長（県土整備事務所次長）」に、「あらかじめ県土整備部長の承認を得て地域整備部長」を「、あらかじめ県土整備部長の承認を得て県土整備事務所に、」に、「並びに地域県民局の地域整備部」を「並びに県土整備事務所」に、

地域県民局の地域整備部の港管理所の港管理所長	あらかじめ県土整備部長の承認を得て地域整備部長が指定する職員
------------------------	--------------------------------

を

県土整備事務所の港管理所の港管理所長	あらかじめ県土整備部長の承認を得て県土整備事務所長が指定する職員
--------------------	----------------------------------

に改め、同表の備考中「（地域県民局を除く。）及び地域県民局の部」を削る。

別表第五地域県民局の県税部長の項から東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室長中地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部のこども相談総室長

西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こども総室長の項までを削り、同表三八地域県民局、西北地域県民局及び上北地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の項中「三八地域県民局、西北地域県民局及び上北地域県民局の地域農林水産部」を「青森県三八農林水産事務所、青森県西北農林水産事務所及び青森県上北農林水産事務所」に改め、同表西北地域県民局地域農林水産部の鰺ヶ沢町駐在の次長の項中「西北地域県民局地域農林水産部」を「青森県西北農林水産事務所」に改め、同項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第十二号までを四号ずつ繰り上げ、同表地域県民局の地域農林水産部の家畜保健衛生所の家畜保健衛生所長の項中「地域県民局の地域農林水産部」を「農林水産事務所」に改め、同項に次の四号を加える。

五 事務委任規則第十三条第二項第五号に掲げる事務

六 事務委任規則第十三条第二項第六号に掲げる事務（同号ホ及びへに掲げるものを除く。）

七 事務委任規則第十三条第二項第七号に掲げる事務

八 事務委任規則第十三条第二項第八号に掲げる事務（同号ホ（認定の取消しに係るものに限る。）に掲げるものを除く。）

別表第五地域県民局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長の項中「地域県民局の地域農林水産部」を「農林水産事務所」に改め、同表三八地域県民局、西北地域県民局及び下北地域県民局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長の項中「三八地域県民局、西北地域県民局及び下北地域県民局の地域農林水産部」を「青森県三八農林水産事務所、青森県西北農林水産事務所及び青森県下北農林水産事務所」に改め、同表地域県民局の地域整備部の港管理所の港管理所長の項中「地域県民局の地域整備部」を「県土整備事務所」に改め、同表西北地域県民局地域整備部鰺ヶ沢道路河川事業所の道路河川事業所長の項中「西北地域県民局地域整備部鰺ヶ沢道路河川事業所」を「青森県西北県土整備事務所鰺ヶ沢道路河川事業所」に改める。

別表第六地域県民局の地域連携部長の項を削り、同表二以上の出先機関又は支所等が使用している庁舎に入居している出先機関及び支所等の長（指定機関の長を除く。）並びに地域県民局の部長の項中「並びに地域県民局の部長」を削り、同項の第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は地域県民局の部」を削る。

別表第七地域県民局の県税部長の項を削り、同表地域県民局の県税部の軽油引取税事務担当の内部組織の長の項から地域県民局の県税部の管理担当の内部組織の長の項までの規定中「地域県民局の県税部」を「県税事務所」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭